

見附市立地適正化計画(第2回変更) 【概要版】

1	見附市立地適正化計画の位置づけ	p. 1
2	地域コミュニティ別にみた見附市の現状と課題	p. 5
3	見附市の将来都市像と基本方針	p. 7
4	都市機能誘導区域と誘導施設・誘導施策	p. 11
5	居住誘導区域・地域コミュニティゾーンと誘導施策	p. 16
6	目標の設定と管理	p. 33

令和2年3月
見 附 市

本計画書（第2回変更）は、平成31年3月公表の計画書の以下2点について変更した。

①地域コミュニティゾーンの設定（具体的区域の設定）

②居住誘導区域・地域コミュニティゾーンにおける誘導施策（新築・中古住宅取得に対する補助施策の見直し等）

[本計画書中の変更該当箇所]

①については「**5**」.(2) 地域コミュニティゾーンの設定」

②については「**5**」.(3) 居住誘導区域・地域コミュニティゾーンにおける誘導施策」

※①、②については軽微な変更該当

1 見附市立地適正化計画の位置づけ

(1) 立地適正化計画の位置づけと目的

1) 見附市のまちづくりの経緯

本市では、平成14年から健康運動教室を開始するなど、以前から健康を施策の中心に据えてまちづくりを進めてきました。

また、平成17年度には、人口減少時代の縮小政策（シュリンクポリシー）を基本とした「50年後のグランドデザイン」を定め、その後の「第4次見附市総合計画」では、コンパクトシティの形成を基本とするなど、全国に先駆けて持続できるまちに向けた政策に取り組んできました。

さらに、平成21年度には、SWC（スマートウェルネスシティ）首長研究会を立ち上げ、歩いて暮らせるまちづくりに取り組むこととし、平成23年度には、スマートウェルネスシティ総合特区の認定を受け、以降、歩くを基本としたまちづくりを進めており、「見附市健幸基本条例」と「見附市歩こう条例」を平成23年度に、「見附市道の構造の技術的基準を定める条例」を平成24年度に制定しました。

平成25年度には、「健幸づくり推進計画」の策定、及び「特定地域再生計画」を策定し、都市再生に向けた具体策の提示を行い、平成26年度には、「地域活性化モデルケース」に選定され、また、その実現に向けた「地域再生計画」を策定しました。

平成28年3月には「第5次見附市総合計画」を策定し、「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向けて取り組みを進めています。

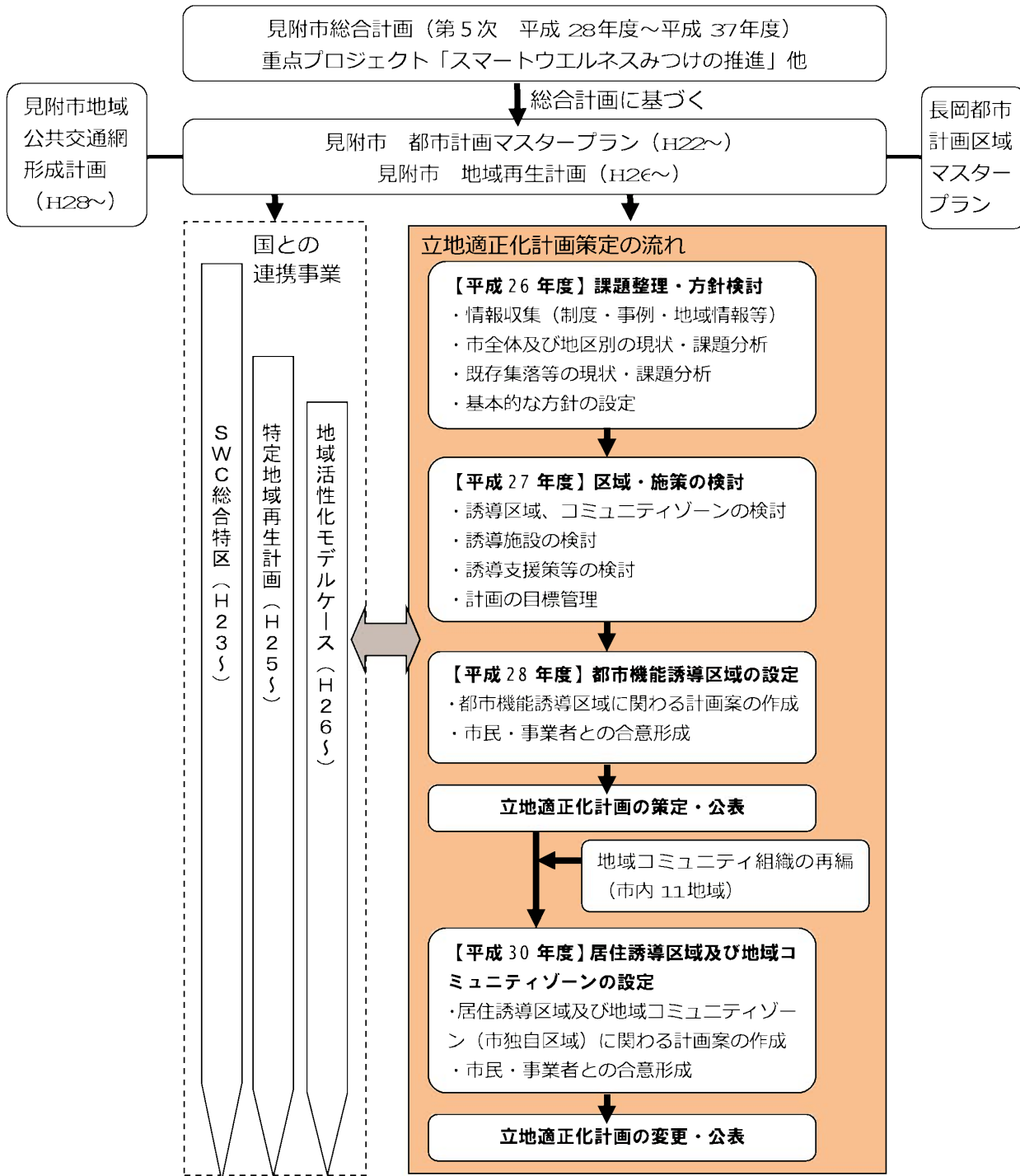
Smart Wellness City（スマートウェルネスシティ）＝健幸都市
超高齢・人口減少社会によって生じる様々な社会課題を自治体自ら克服するため、「健幸」をまちづくりの基本に据えた政策で持続可能なまちづくりモデルを確立する。



図-スマートウェルネスシティのイメージ

2) 立地適正化計画の位置づけと目的

立地適正化計画は、健幸都市の実現に向けて都市の基本的な考え方である都市計画マスタープラン及び地域再生計画を上位計画として以下の手順で検討し、都市構造の明確化、施策の具体化について定めていくことを目的とします。



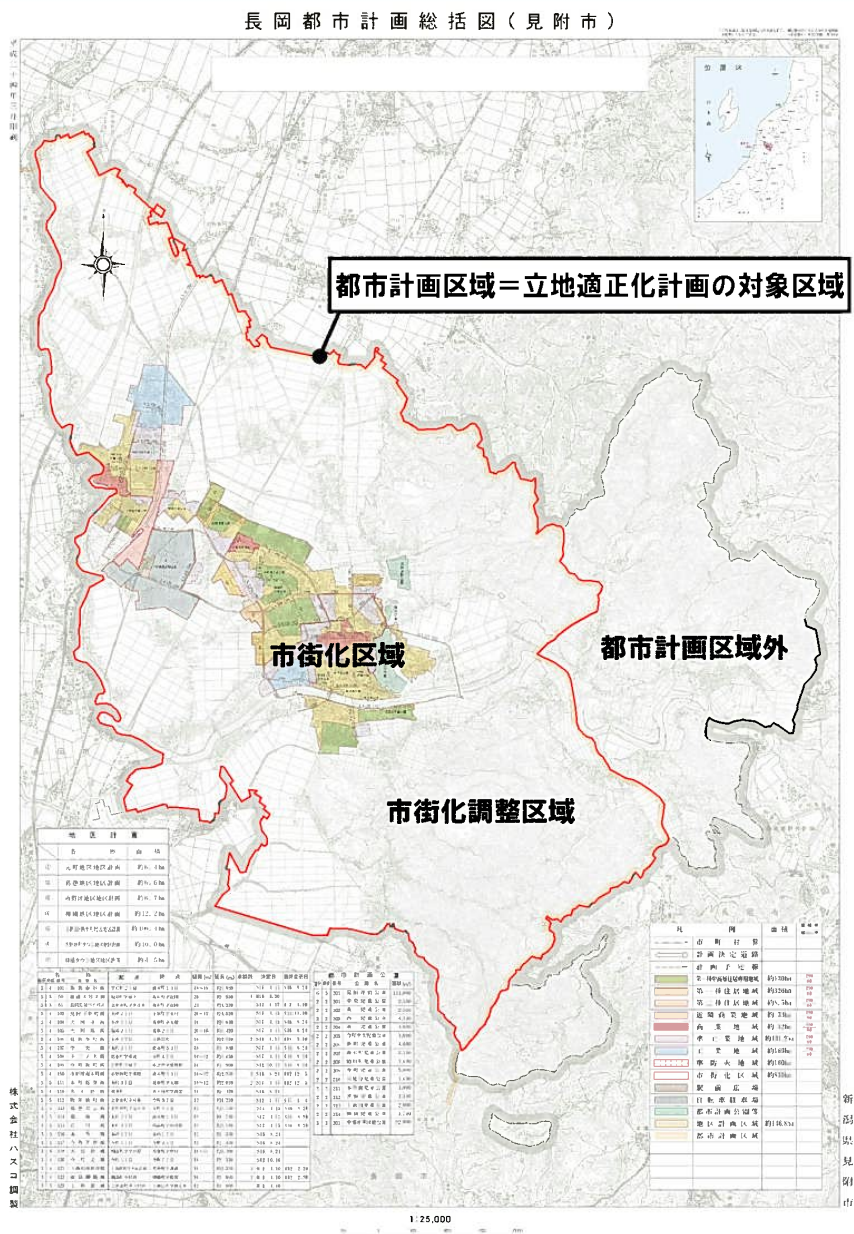
図・立地適正化計画の位置づけと作業手順

(2) 立地適正化計画の対象区域と計画年次

1) 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項において都市計画区域内とされています。よって、対象区域は都市計画区域全域とします。

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域とします。



図・長岡都市計画総括図と立地適正化計画の対象区域

2) 計画年次

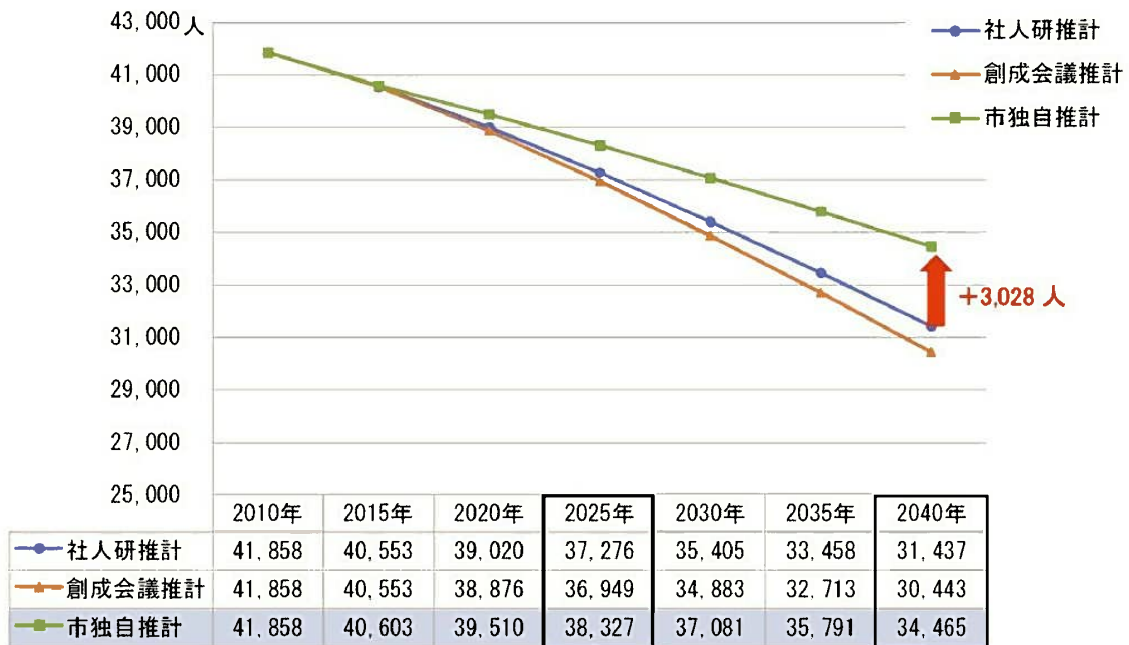
本市では、平成27年9月に2040年までの人口を推計した「見附市人口ビジョン」を策定しました。

また、第8版都市計画運用指針（平成28年9月改訂版 国土交通省）によると、立地適正化計画の検討にあたっては概ね20年後の都市の姿を展望するとされています。

これらを踏まえて、

立地適正化計画の計画年次は2040年（平成52年）とします。

- 2040年 34,465人 （社人研推計人口 +3,028人）
- 2025年 38,327人 （社人研推計人口 +1,051人）



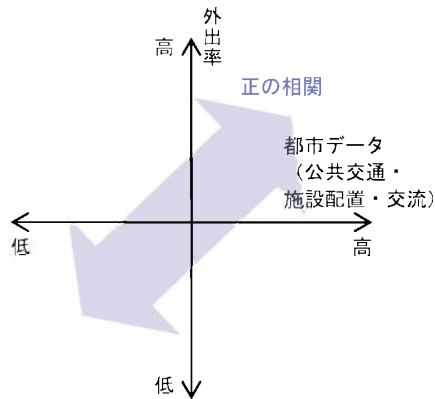
- ・市独自推計では、2040年に34,465人となりました。
- ・社人研推計との比較では、2040年で+3,028人の増加となります。
（年間出生数300人を維持、年間40人の人口純移動数を増加）

図-市独自推計による人口の長期的な見通し

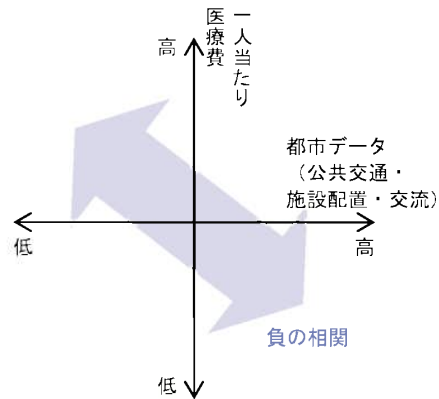
（出典：見附市人口ビジョン H27年9月）

(2) 都市の状況と外出活動や医療費との関係からみた健康まちづくりの必要性

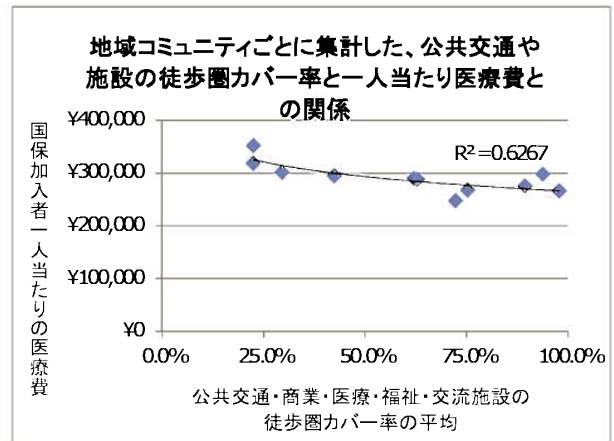
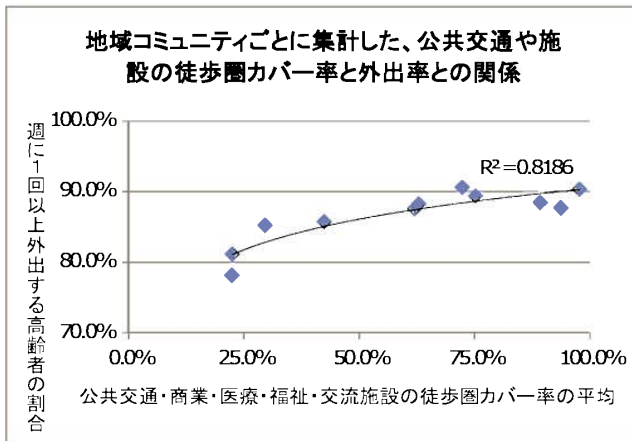
ここまでに整理した都市のデータ（公共交通や施設の充足状況など）と高齢者の行動データ（外出率や地域活動など）、健康医療データ（一人当たり医療費など）との関係性を分析すると、大まかな傾向として、人口や居住地が集積して公共交通・生活サービス施設の充足度が高い地区は、そうでない地区に比べて高齢者の外出率が高く、一人当たり医療費が安い傾向がみられます。



地区別にみた都市データと外出率との相関イメージ



地区別にみた都市データと一人当たり医療費との相関イメージ



※◆の印ひとつひとつが各地域コミュニティ(計11の地域)を表します。R²はデータ間の相関関係を示し、1に近いほどデータ間の相関関係が高いと言えます。(ただし因果関係までを示すものではありません)

この分析より、以下のことが言えます。

■都市構造をコンパクトにし、公共交通や生活サービスに関わる施設の利便性を高めることは、人口減少・高齢化に対応した持続可能なまちにするためだけでなく、市民が健康になるためにも有効と考えられます。



本市が目指す「スマートウェルネスみつけ」の実現のためにも、立地適正化計画による都市機能や居住の誘導と公共交通施策が必要

3 見附市の将来都市像と基本方針

(1) 見附市の将来都市像

目指すべき将来都市像を次のとおり定めます。

「スマートウエルネスみつけ」

人々が健康で、かつ、生きがいを持ち安心安全で豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウエルネス」と呼び、この理念のもとに、「歩く」ことを基本とした「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向けて取り組みを進めていきます。



図- スマートウエルネスみつけのイメージ

(2) まちづくりの基本方針

1) まちづくりの方向性

今後ますます進む高齢化や人口減少社会においても、都市部と村部がともに存続し持続可能なまちにしていくためには、医療費や介護費などの社会保障費の抑制やまちの活力を維持・回復するべく市民交流の促進、地域コミュニティの活性化などが必要であると考えています。

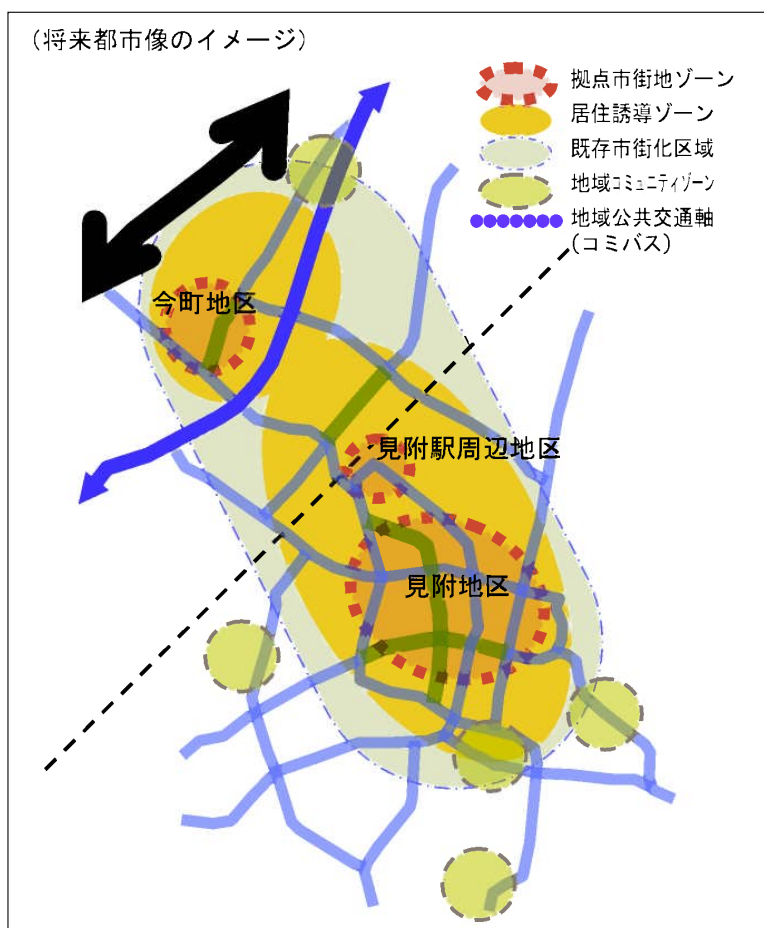
こうしたことから、まちのコンパクト化を進め一定の人口密度を保ちつつ、歩くことで健康増進を図るとともに、まちなかに歩行者を増やし、人と人が触れ合える「歩いて暮らせるまちづくり」を推進し、「都市部と村部が持続できる健幸都市」を形成していきます。

2) 市街地形成のあり方

「歩いて暮らせるまちづくり」の実現のためには、地域コミュニティを基本とする日常生活圏における生活サービス機能の充実や、サービス水準の安定的維持のために居住密度を一定に保たなければなりません。そのためには、市街地に生活サービス施設を集約させる拠点市街地ゾーンと居住密度の維持を図る居住誘導ゾーンを設定し、コンパクトな市街地形成を図る必要があります。

拠点市街地ゾーンは、人口集中地区(II)を基本として、駅や商店街、公共施設が集積し、鉄道・コミュニティバス等の公共交通や徒歩・自転車でのアクセスが容易な区域とします。

地域再生計画では、見附地区、今町地区、見附駅周辺地区の3地区を生活サービス機能拠点として設定していること、また、生活サービス施設の分布状況からもこの3地区に生活サービス施設が集積していることが明らかことから、これらを拠点市街地ゾーンとすることとします。



図一 見附市の将来都市像と都市の拠点 (生活サービス機能拠点)

3) 拠点市街地をつなぐ交通軸のあり方

歩いて暮らせるまちづくりの実現のためには、過度に自動車に依存しないよう公共交通の利便性を高めていく必要があります。そのためには「自動車交通の整序化」と「公共交通網の充実」を図る必要があります。

(イ) 自動車交通の整序化を図る道路網の段階構成ネットワークの再編

拠点市街地間や拠点市街地内の容易な移動を図るためには、自動車交通を整序化することが望まれます。そのため、既存の道路ネットワークを基本として、各路線の役割分担をもとに段階構成を明確にすることが重要と考えられます。

これらの道路網の段階的ネットワークを基本として、現在進めている面的な交通コントロール方策である「ゾーン30」のさらなる拡大とともに、見附市道の構造の技術的基準を定める条例に基づく歩車共存道路への改良方策を検討することが重要と考えます。

現道路網の役割分担について、以下のように設定を行います。

①地域幹線道路

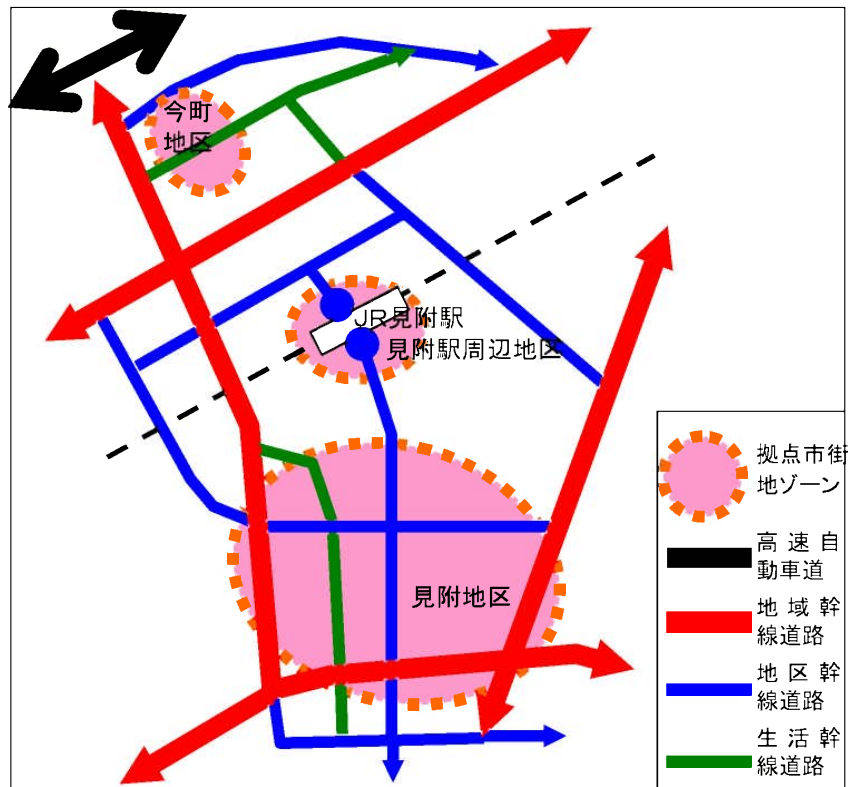
- ・市域と周辺市町村をつなぐ骨格的幹線道路
- ・市域内の工業用地等、物流を支える骨格的幹線道路

②地区幹線道路

- ・計画誘導ゾーン内の移動や、地域コミュニティゾーンからの移動を支える幹線道路

③生活幹線道路

- ・地域の生活を支える幹線的生活道路



(ロ) コミュニティバスを基軸とする公共交通網の充実

計画誘導ゾーン（拠点市街地ゾーン、居住誘導ゾーン）内の自由な移動をはかるため、基幹的な公共交通（コミュニティバス）の運行本数や、定時運行等のサービスレベルの向上が必要となります。

特に3つの拠点市街地ゾーンにおける生活サービス機能（交流機能、行政機能、医療福祉機能、商業機能）へのアクセス性の強化が重要です。

また、地域コミュニティゾーンから拠点市街地ゾーンへのアクセス手段として位置づけられるデマンド型乗合タクシーやコミュニティワゴンについて、利用者にとって利用しやすいサービスレベルの向上・確保が重要と考えられます。

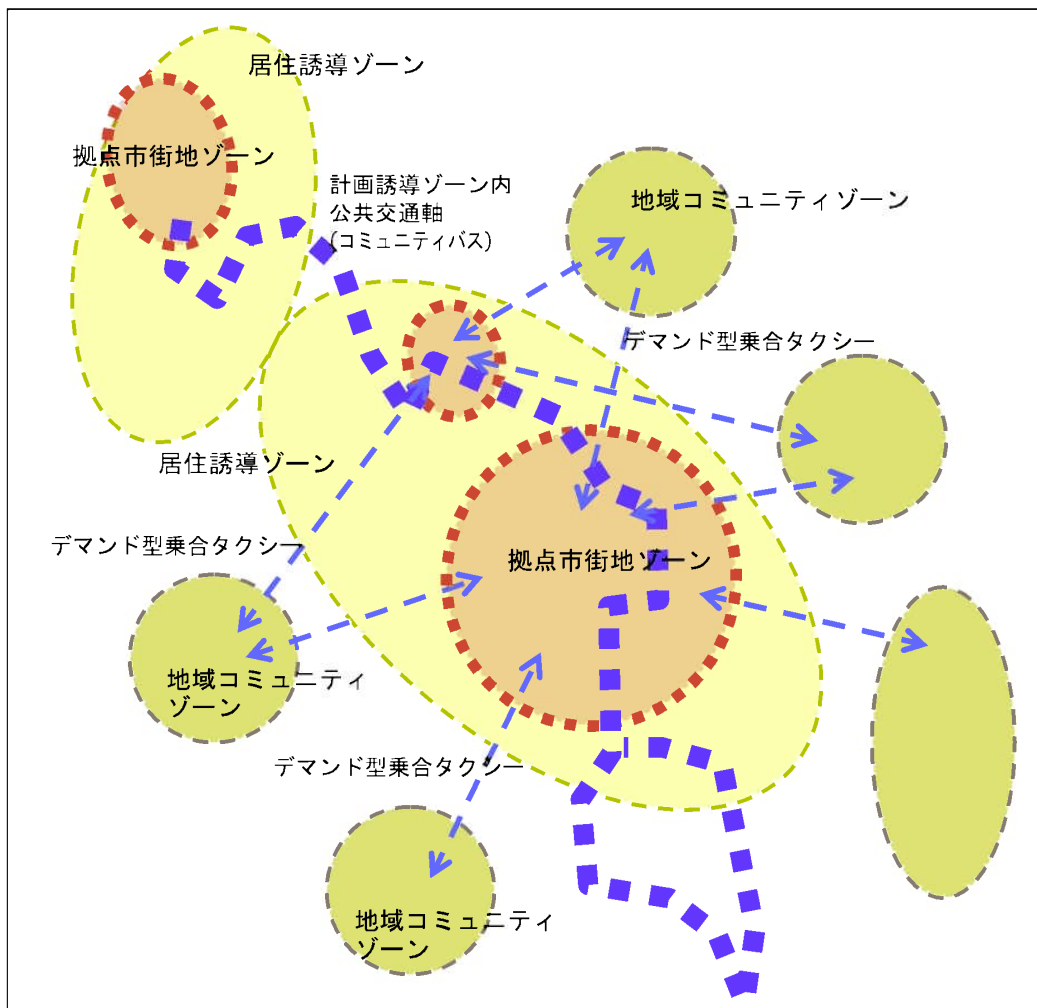
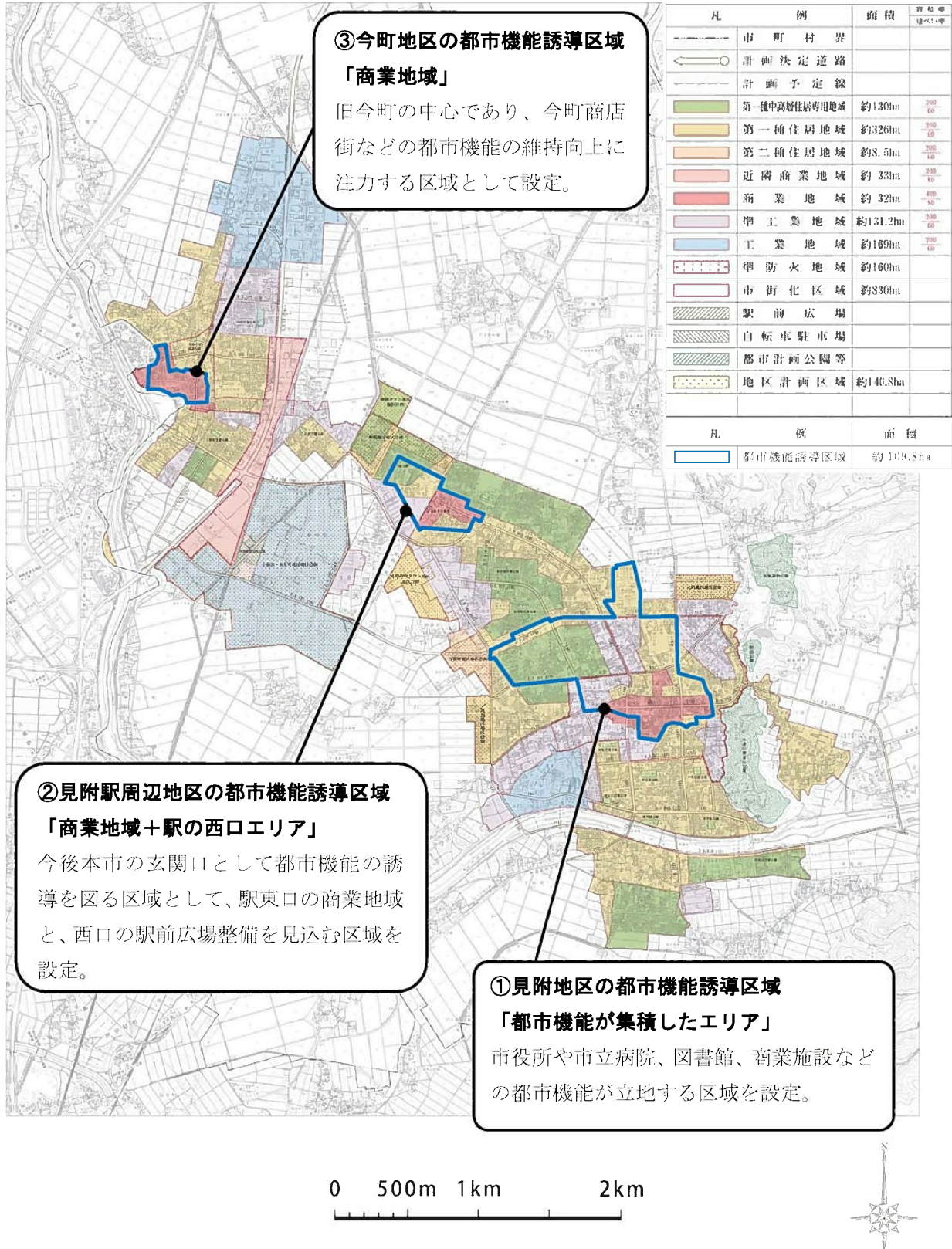


図-都市計画区域をネットワークする公共交通網(概念図)

4 都市機能誘導区域と誘導施設・誘導施策

(1) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の具体的区域は、以下のとおり設定します。



(2) 誘導施設

①都市機能誘導区域における誘導施設設定の考え方

都市機能誘導区域における生活利便機能はおおむね充足されていることから、誘導施設は高次都市機能を対象として設定します。具体的には、「健康・医療・福祉のまちづくり推進ガイドライン(国土交通省)」で示されている「計画的に確保することが望ましい都市機能」を参考として、相対的に広範囲からの利用が見込まれる下記の都市機能を、原則、本市における誘導施設検討の対象とします。

また、現在、都市機能誘導区域に立地している施設は下記のとおりです。

表-誘導施設検討対象施設

	①健康機能	②医療機能	③福祉機能		④交流機能	⑤商業機能	⑥公共公益機能
			高齢者等介護福祉機能	子育て支援機能			
相対的に広範囲からの利用が見込まれる都市機能(「健康・医療・福祉のまちづくり推進ガイドライン」で示されている施設例)	・市町村保健センター ・健康増進施設	・一般病院 ・回復期リハビリテーション病院	・介護保険等サービス(入所・入居系) ・障がい者総合支援センター	・子育て総合支援センター	・市民センター、市民プラザ ・スクエア(マーケット広場、イベント広場)	・商店街 ・商業施設	・市役所 ・中央図書館、文化ホール ・銀行、郵便局 ・博物館、美術館
見附地区	保健福祉センター	市立病院	・介護施設老人保健施設ケアプラザ見附 ・特別養護老人ホーム大平園 ・有料老人ホームたんぼの家	子育て支援センター	・市民交流センター ・コミュニティ銭湯 ・市民ギャラリー	商店街	・市役所 ・図書館 ・文化ホール ・銀行 ・郵便局
今町地区				子育て支援センター		商店街	銀行
見附駅周辺地区							郵便局

誘導施設設定の考え方は、以下のとおりです。

- 現在、施設が立地している場合は、その施設を維持することが必要か検討する。
→維持することが必要と判断した場合、誘導施設として設定
- 現在、施設が立地していない場合は、確保すべき施設か検討する。
→確保することが必要と判断した場合、誘導施設として設定

②都市機能誘導区域における誘導施設

都市機能誘導区域における誘導施設は、以下に示すものとします。

なお、「道の駅」(パティオにいがた)(下表の※)は市の施設であり誘導施設の対象となる施設ですが、都市機能誘導区域外(市外)に立地しているため、誘導施設として設定できない施設です。

表-都市機能誘導区域における誘導施設

	健康機能	医療機能	福祉機能	交流機能			公共公益機能
	保健福祉センター	病院	子育て支援センター	市民交流センター、コミュニティ銭湯、市民ギャラリー	駅周辺交流施設	道の駅	市役所、図書館、文化ホール
見附地区	●	●	●	●			●
今町地区			●			※	
見附駅周辺地区					●		

(注)・病院：医療法第1条の5第1項に定める病院

- ・保健福祉センター、子育て支援センター、市民交流センター、コミュニティ銭湯、市民ギャラリー、図書館、文化ホール：市条例で定める施設

③誘導施設に準ずる施設

誘導施設にはあたりませんが、誘導施設に準ずる施設として下記の施設を設定します。

表-都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設

施設分類	対象施設	立地することが望ましい 都市機能誘導区域			摘要
		見附	今町	駅周辺	
福祉機能	高齢者向け住まい(サービス付き高齢者向け住宅)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援のしやすい市街地への居住地の誘導 ・高齢者のまちなかへの住み替えを促進することによる、歩いて暮らせるまちづくりの推進

※誘導施設でないため、届出の対象とならない施設である

(3) 都市機能誘導施策

1) 都市機能の誘導施策

本市における誘導施設の多くは既に立地していることから、当該施設を将来にわたり維持するため、更なる利便性の向上、利用促進が図れるよう都市空間機能を高めていくことが必要です。

このため、以下の誘導施策を推進し、生活サービス機能の維持・拡充を図り、歩いて暮らせるまちづくり＝スマートウェルネスみつけを実現していきます。

表・誘導施設の立地を誘導するための施策

地区名	施策項目	施策内容
見附地区	回遊性の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ■市役所等公共施設、交流施設及び商店街を結ぶ歩行者空間の整備 ■コミュニティバスの待ち時間の短縮 ■交通結節点における利用環境の改善 ■公有地・低未利用地の活用策の検討 ■駐車場等における滞留空間の整備 ■周辺魅力施設（料亭等）との連携 ■店舗の改修、改築による景観整備 ■定期的な集客イベント開催・誘導 ■空き店舗活用のためのインセンティブ施策の検討
	交流機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■交流施設の整備
	道路の歩行者優先化、生活空間化	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者空間の整備 ■歩車共存道路の整備
	地域公共交通の再生	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティバスの待ち時間の短縮 ■交通結節点における利用環境の改善
今町地区	既存商店街と広域集客拠点や周辺魅力施設との歩行者ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者空間の整備 ■公有地・低未利用地の活用策の検討 ■周辺魅力施設（料亭、歴史文化資産等）との連携 ■店舗の改修、改築による景観整備 ■定期的な集客イベント開催・誘導 ■空き店舗活用のためのインセンティブ施策の検討
	交流機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■交流施設、観光施設の整備
	道路の歩行者優先化、生活空間化	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者空間の整備 ■歩車共存道路の整備
	地域公共交通の再生	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティバスの待ち時間の短縮 ■交通結節点における利用環境の改善
見附駅周辺地区	交流機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■交流施設の整備
	見附駅周辺の賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者空間の整備 ■交通結節点としての機能強化を図るための駅舎、駅前広場、自由通路、駅周辺の整備
	道路の歩行者優先化、生活空間化	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者空間の整備 ■歩車共存道路の整備
	地域公共交通の再生	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティバスの待ち時間の短縮 ■交通結節点における利用環境の改善

(4) 届出制度

【届出の対象】

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設の開発・建築等行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止をする場合には、本市への届出が必要です。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

○開発行為

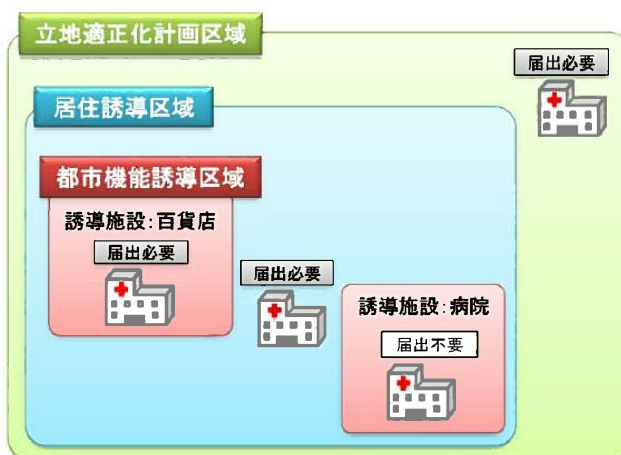
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合。

○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

○休廃止

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



図一届出の対象となる行為

出典：改正都市再生特別措置法等について 国土交通省都市局都市計画課
(平成 27 年 (2015 年) 6 月 1 日時点版)

【届出の時期】

届出の時期は、開発行為等に着手する 30 日前までとします。

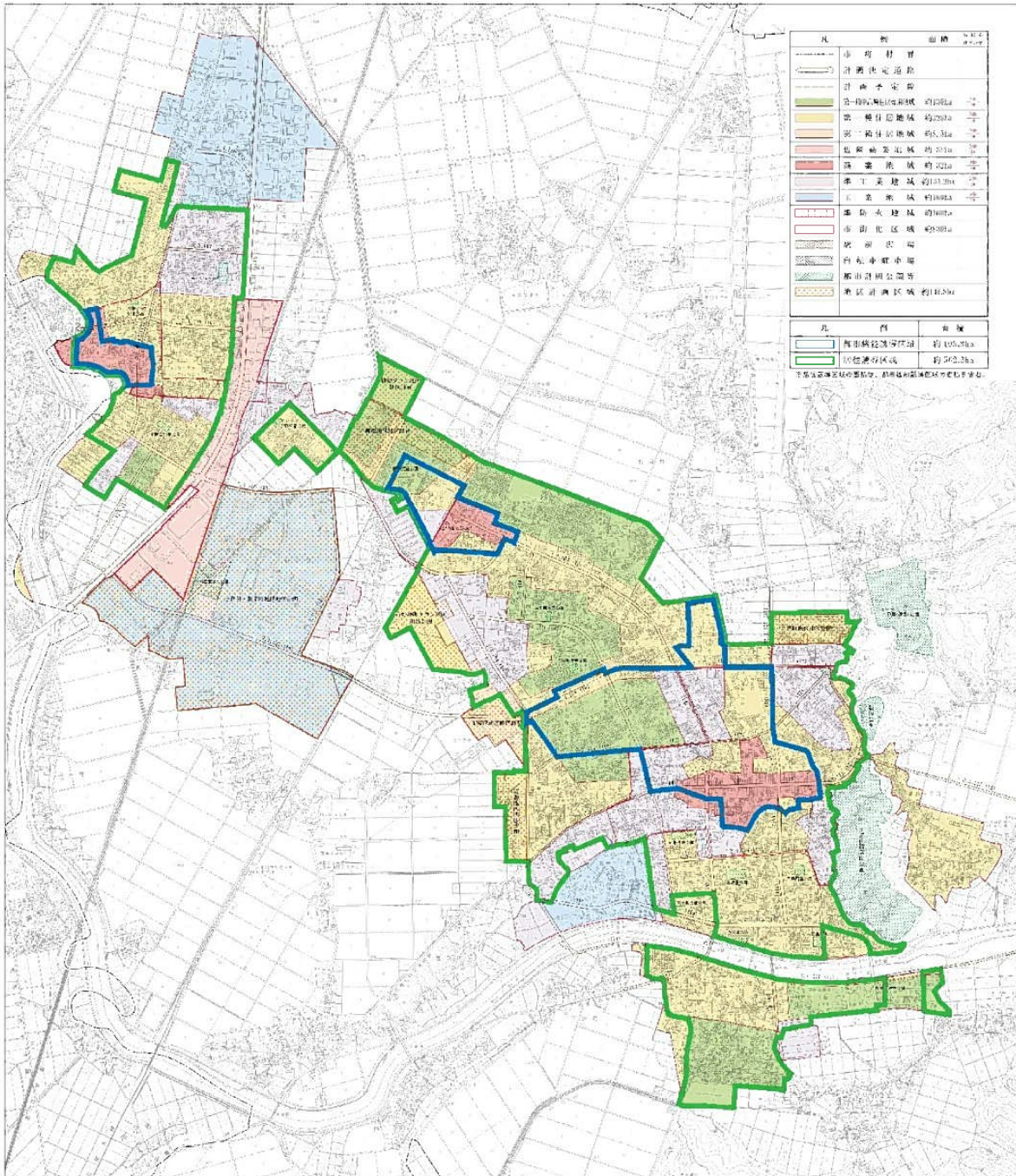
5 居住誘導区域・地域コミュニティゾーンと誘導施策

(1) 居住誘導区域の設定

1) 居住誘導区域の具体的区域

居住誘導区域の具体的区域は、以下のとおり設定します。

見附市立地適正化計画 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 【見附市全域】



S=1:10,000 (A1)

0 500m 1km 2km



2) 居住誘導区域の考え方の整理

居住誘導区域の考え方は、本市が今後積極的に居住を誘導すべきと考える区域（A）から、居住誘導区域の考え方に当てはまらない区域（B）と、見附市の将来都市構造を踏まえて居住誘導区域から除外する区域（C）を除いた区域とします。

A. 今後積極的に居住を誘導すべきと考える区域 = 下記ア～エのいずれかに該当する区域

- ア. 都市機能誘導区域の外縁 300mの範囲
(一定の都市機能が誘導される区域のまわりに居住を誘導)
- イ. 路線バス・コミュニティバスの沿線 300mの範囲
(3つの都市機能誘導区域を結ぶ公共交通軸の沿線に居住を誘導)
※全路線バス（近年中に廃止予定の路線を除く）のバス停から半径 300m を範囲とする。なおコミュニティバスのバス停間隔は概ね 300～500mと一般路線バスのバス停間隔より短いことから、バス停からではなくバス路線沿線 300mの範囲とする。
- ウ. 鉄道駅から 500mの範囲
(鉄道駅から徒歩圏に居住を誘導する)
- エ. 現行都市再生整備計画区域（見附駅周辺、葛巻地区）（※下記の「B. 居住誘導区域の考え方に当てはまらない区域」を除く）
(既往計画で居住を誘導することを公表済み)

B. 居住誘導区域の考え方に当てはまらない区域 = 下記①・②のいずれかに該当する区域

- ①工業系用途の土地利用の方針を定めている区域
 - a. 工業地域および準工業地域のうち大半が工業系土地利用の地区
- ②居住誘導に適さない区域 = 下記b～dのいずれかに該当する区域
 - b. 市街化調整区域
 - c. 土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
 - d. 地区計画により住宅の建築が制限されている区域

C. 見附市の将来都市構造を踏まえて居住誘導区域から除外する区域

= 下記除外区域①・②のいずれかに該当する区域

除外区域①：今町町部地区の近隣商業地域

(ロードサイド型店舗が立地し、ほとんど住宅は立地していないことから除外)

除外区域②：庄川平地区内の市街化区域

(庄川平地区は、地形的に市街地と周辺集落の一体性が強く、市街化区域と周辺集落が一体となって地域コミュニティによるまちづくりが推進されてきている。このことから同地区はふるさとセンターを拠点とした生活機能の維持や居住誘導を図っていくことが有効であると考えられることから地域コミュニティゾーンとして位置づける。)

今後積極的に居住を誘導すべき区域

3) ハザード等に関する区域の検討

①「今後積極的に居住を誘導すべき区域」とハザード等との関係

本市の居住誘導区域を検討するうえで考慮すべき区域等については以下のような状況であり、土砂災害及び浸水想定について考慮する必要があります。

※「該当」とは、前ページにおける「今後積極的に居住を誘導すべき区域」に含まれている状況を指します。

表一 「今後積極的に居住を誘導すべき区域」とハザード等との関係

エリア名	根拠法令	該当(※)	備考
「都市再生特別措置法第 81 条第 11 項、同法施行令第 24 条により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域			
市街化調整区域	都市計画法第 7 条第 1 項	-	
災害危険区域のうち、 居住が禁止されている区域	建築基準法第 39 条第 1 項、第 2 項	-	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号	-	
農地・採草放牧地	農地法第 5 条第 2 項第 1 号	-	
特別地域	自然公園法第 20 条第 1 項	-	
保安林の区域	森林法第 25 条の 2	-	
原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法第 14 条第 1 項、第 25 条第 1 項	-	
保安林予定森林の区域 保安施設地区 保安施設地区に予定された地区	森林法第 30 条、第 30 条の 2、第 41 条、第 44 条において準用する同法第 30 条	-	
都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 8 条第 1 項	●	
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 72 条第 1 項	-	
災害危険区域	建築基準法 第 39 条第 1 項	-	
地すべり防止区域	地すべり等防止法 第 3 条第 1 項	-	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第 3 条第 1 項	-	
都市計画運用指針より、「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域			
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 6 条第 1 項	●	
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 53 条第 1 項	-	
浸水想定区域	水防法 第 14 条第 1 項	●	
都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法 第 32 条第 1 項	-	
都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法 第 32 条第 2 項	-	
都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域			
工業専用地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号	-	
流通業務地区	都市計画法第 8 条第 1 項第 13 号	-	
特別用途地区 (条例で住宅が建築制限の場合)	都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号	-	
地区計画 (条例で住宅が建築制限の場合)	都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号	-	
その他 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域		-	

②土砂災害及び洪水浸水に関する区域と居住誘導区域との関係

土砂災害警戒区域（以下イエローゾーン）については、都市計画運用指針によると「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域です。

土砂災害特別警戒区域（以下レッドゾーン）については、都市計画運用指針によると「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域です。

イエローゾーンについては、古くから住宅や商店街等として宅地化されていた部分も多く、総合的に勘案して居住誘導が不適な区域とは言えません。本市では、土砂災害の危険性が高まった際（県からの土砂災害前ぶれ情報の発表時）の対策として、対象地域への連絡網整備による避難体制が構築されていることから、居住誘導区域から除外はしないこととします。しかしレッドゾーンについては、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域であり、将来的な建て替えが困難となることから、居住誘導区域から除外することとします。

【レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）に関する居住誘導区域設定の方針】

方針	備考
居住誘導区域の必要要件を満たす区域のうち、レッドゾーンと重複する区域は、レッドゾーンの区域界に沿って居住誘導区域から除外する。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあり、将来的に建替えが困難となる危険な区域を除く。 ・他市の計画においてもレッドゾーンの区域界をもって居住誘導区域から除外している。

また信濃川水系刈谷田川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））は平成 29 年 6 月 13 日に公表されたものであり、刈谷田川洪水に伴い浸水が想定される区域が示されています。浸水想定区域は都市計画運用指針によると「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域です。

当該区域においては、一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定され、住民の生命に危険を及ぼす可能性があることから、市街化区域のうち一定の範囲が含まれますが、レッドゾーンと同じく居住誘導区域から除外するものとします。

【家屋倒壊等氾濫想定区域に関する居住誘導区域設定の方針】

方針
レッドゾーンと同様に、居住誘導区域の必要要件を満たす区域のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域と重複する区域は、家屋倒壊等氾濫想定区域の区域界に沿って居住誘導区域から除外する。

③液状化のしやすさと居住誘導区域との関係

本市における液状化による被害は、平成16年の中越地震の際に刈谷田川の旧河道を中心に土砂の噴出や、建物等の傾きが生じる等の被害が発生しています。また、地盤の性質として液状化しやすい傾向があるかどうかを示した「新潟県内液状化しやすさマップ」（国土交通省北陸地方整備局、公益社団法人地盤工学会北陸支部）においては、本市の市街地の多くが液状化危険度3の範囲（条件次第では液状化の可能性のある範囲）に含まれており、中越地震で被害のあった刈谷田川の旧河道の区域が液状化危険度4の範囲（液状化の可能性が高い範囲）とされています。

液状化危険度4の範囲における液状化による被害を防ぐ為に、本市では、旧河道であることやこれまでの液状化被害の発生の有無、今後も液状化の被害が起こりうる可能性があることの周知に努めます。さらに、建築主が建物を建築等する際には、設計者側において地盤の改良や構造等の対策等により被害が発生しないよう必要に応じた対応が求められています。

上記の対応に加え、液状化危険度3以上の範囲は古くから宅地化されている部分も多く、近年の中越地震や中越沖地震において建物の倒壊といった住民の生命に直接危険を及ぼす被害は発生していないことから、総合的に勘案して居住誘導区域から除外はしないこととします。

<新潟県内の液状化しやすさマップ（国土交通省北陸地方整備局 HP）>

<http://www.hrr.mlit.go.jp/ekijoka/niigata/niigata.html>

【建築基準法における液状化対策の考え方】

湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。（建築基準法第19条（敷地の衛生及び安全）第2項）

(2) 地域コミュニティゾーンの設定

1) 地域コミュニティゾーンとは

本市では、市域の約 89%を主に市街化調整区域及び都市計画区域外で構成される地域コミュニティゾーンが占め、総人口の約 26%が居住しています。同ゾーンにおいては、居住密度の低下に伴う生活サービス機能や移動手段・公共交通サービスの確保といった課題が顕在化しており、現状をそのまま放置すると、地域コミュニティの継続的維持が困難となるおそれがあります。

こうした課題の解決を図り、今後とも地域コミュニティを維持していくためには、立地適正化計画における集約エリア（都市機能誘導区域・居住誘導区域）と同等の仕組みによって、生活機能や居住を誘導することが望まれます。

以上により、地域コミュニティゾーンでは、将来的にも持続可能な生活圏として生活サービス機能及び居住の誘導を行うゾーンを設定します。なお、地域コミュニティゾーンは、居住誘導区域、都市機能誘導区域のように法令で定める区域ではなく、本市独自に設定する区域です。

2) 地域コミュニティゾーンの考え方の整理

地域コミュニティゾーンは、以下の2つのゾーンにより構成します。

小さな拠点ゾーン

【区域の考え方】

- ・周辺地域の生活圏の維持を図る為に、拠点として生活サービス機能の維持を行い、利便性の高いゾーンとして居住の誘導を行うゾーン
- ・主にふるさとセンターを拠点施設と想定し、拠点施設から 500m 圏域内

【誘導の考え方】

- ・周辺地域の拠点ゾーンとして、生活サービス機能の維持や新たな立地の支援、居住の誘導を図る（市街化区域内の「都市機能誘導区域」と同様の位置づけ）

居住誘導ゾーン

【区域の考え方】

- ・既存集落のまとまりを基本として、一定の居住密度を維持していく為に居住の誘導を行い、併せて現在の生活サービス機能の維持に努めるゾーン
- ・ふるさとセンター（小さな拠点ゾーンの拠点施設）から 1 km 圏域、または、町内集会所から 500m 圏域にかかる既存集落地
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、家屋倒壊等氾濫想定区域での居住誘導は行わない

【誘導の考え方】

- ・地域コミュニティゾーンにおいて一定の居住者を確保し、生活サービス水準・居住環境の維持を図る（市街化区域内の「居住誘導区域」と同様の位置づけ）
- ※家屋倒壊等氾濫想定区域での居住の誘導は行わないが、この区域内に生活のために必要なサービス機能が立地する場合には当面の間それらの現状の機能の維持には努める

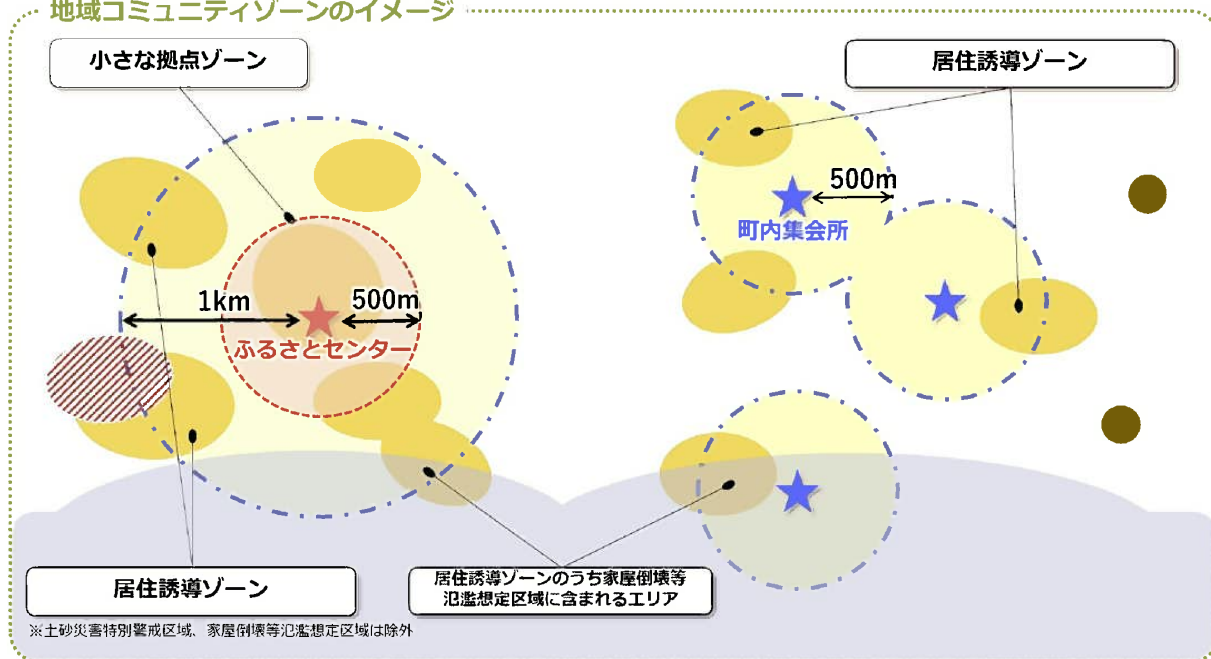
【区域設定の考え方】

小さな拠点ゾーンとして生活サービス施設の維持や誘導を図る区域はふるさとセンター等の拠点施設から 500m 圏内すべてとなりますが、そのうち居住を維持・誘導する範囲は、居住誘導ゾーンとして設定する区域内のみとなります。具体的には以下の地域コミュニティゾーンの設定イメージのとおりです。

表一地域コミュニティゾーンの区域設定の考え方

区域		設定の考え方	新たな誘導に向けた考え方	
			生活サービス機能	居住
地域コミュニティゾーン	小さな拠点ゾーン	ふるさとセンターから 500m 圏	誘導する	誘導する
	居住誘導ゾーン	ふるさとセンターから 1 km 圏、町内集会所から 500m 圏にかかる既存集落地 ※上記ゾーンのうち家屋倒壊等氾濫想定区域	現状の機能の維持に努める	誘導する 誘導しない

地域コミュニティゾーンのイメージ



3) 地域コミュニティゾーンの具体的な設定手順

地域コミュニティゾーンのうち小さな拠点ゾーンは、居住誘導区域外にあるふるさとセンターから500m圏の区域すべてとなります。

居住誘導ゾーンは、居住誘導区域と同様の考え方で設定します。具体的には、居住誘導区域外において一定の居住密度を維持すべきと考える区域Aから、地域コミュニティゾーンの考え方に当てはまらない区域Bを除いた区域とします。

【小さな拠点ゾーンの設定手順】

地域コミュニティの拠点の設定	
地区名	拠点となる施設
葛巻	葛巻地区 ふるさとセンター
新潟	新潟地区 ふるさとセンター
上北谷	上北谷地区 ふるさとセンター
今町田園	今町田園地区 ふるさとセンター
北谷南部	北谷南部地区ふるさとセンター
見附第二小学校	見附第二小学校区 ふるさとセンター
北谷北部	北谷北部地区 ふるさとセンター
庄川平	庄川平ふるさとセンター

※今町町部地区、見附町部東地区、見附町部西地区のふるさとセンターは都市機能誘導区域が設定されているため小さな拠点ゾーンの設定は行わない。

上記8か所のふるさとセンターから半径500mの円を描き、その区域を「小さな拠点ゾーン」とする。

※但し、地形的な条件でふるさとセンターの周囲に生活サービス機能の誘導が難しい場合は、任意の位置に設定することが想定される。

【居住誘導ゾーンの設定手順】

A. 一定の居住密度を維持すべきと考える区域
=下記(1)・(2)のいずれかにかかる既存集落地
 (1) ふるさとセンターから1kmの範囲
 (2) 町内集会所等から500mの範囲



B. 居住誘導ゾーンの考え方に当てはまらない区域
=下記(1)～(3)のいずれかに該当する区域
 (1) 土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
 (2) 農用地区域
 (3) 上記「A」の区域の範囲内に位置する場合であっても、連たんする既存集落の端から200m以上離れている単独又は少数の住宅等(宅地化された敷地、空き家等も含む)
 ※但し、将来的な居住等の誘導の可能性のある区域等も考慮して総合的に判断する。

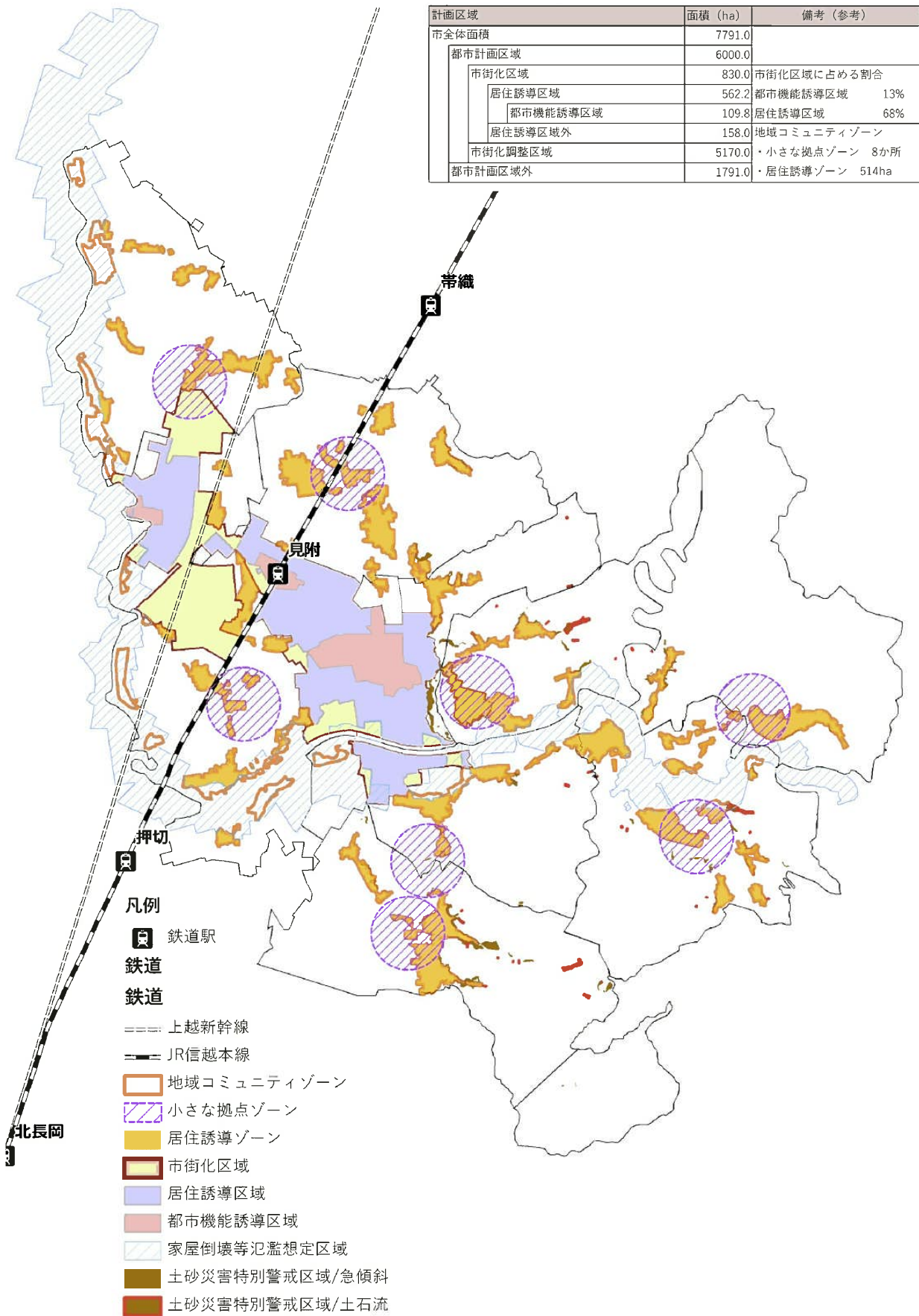


●Aの区域からBの区域を除外した区域を「居住誘導ゾーン」とする。
 ※家屋倒壊等氾濫想定区域内にある、生活サービス機能(集会所等)は現状維持には努めるが、新たな居住の誘導は行わない。

【居住誘導ゾーンの区域境界の定め方について】

- ・基本的には居住誘導区域と同様に地形地物等による。
- ・居住誘導ゾーン該当区域のうち、見附市都市計画法施行条例で指定された区域(いわゆる都市計画法第34条第11号区域)についてはその区域界を居住誘導ゾーン区域界とする。
- ・農用地にかかる区域については農用地界を居住誘導ゾーン区域界とする。

図一 地域コミュニティゾーン区域図



(3) 居住誘導区域・地域コミュニティゾーンにおける居住誘導施策

1) 居住を誘導するための施策（居住誘導区域及び地域コミュニティゾーン）

「まち・ひと・しごとの創生 見附市総合戦略（平成 27 年 9 月）」（以下、総合戦略）では、総合戦略の4つの柱のうち、「地域活性化モデルケースの伸展」に基づく主要施策のひとつに総合的な住み替え施策の推進を目指しています。

本市においては単に居住誘導区域に居住を集約するだけでなく、地域コミュニティの維持についても考慮する必要があり、立地適正化計画に基づく居住誘導施策は総合戦略と連携して推進します。

居住誘導施策は、「都市の集約と周辺地域の生活圏の維持」を推進しているため、以下のような施策を講じることとします。

【必要となる施策の方向性】

- a. 安全で便利なエリアへの居住誘導の推進
- b. 住みつがれる健幸住宅の普及の推進
- c. 世代に応じた居住誘導の推進
- d. 一定の居住密度を保つ居住誘導の推進
- e. 空き家バンクを活用した空き家の発生予防の推進

【具体的な居住誘導施策を検討するにあたっての課題】

ここで、本市では既に住宅に関する補助金や税制優遇制度を運用していますが、これには以下のような課題があります。

- a. ハザードエリア等の居住誘導を行うことが望ましくないエリアにも補助金の支給が可能な制度となっており、立地適正化計画が目指す居住誘導との矛盾が生じている。
- b. 本市人口ビジョンに掲げる目標人口に達していない。
- c. 空き家バンク（見附市公式中古住宅紹介サイト「豊かな住まい」）等を利用して中古住宅の活用を促す必要がある。

以上の施策を推進するうえでの課題解決を図り、本市が目指す将来都市像である「都市の集約と周辺地域の生活圏の持続」の両立を図るため、住宅関連施策の見直しを行います。

具体的には、新築・中古住宅取得に対する補助制度の見直しを行います。

【見直しの検討パターン】

- パターン① 市外の方が本市内に転入して新築住宅を取得する場合
- パターン② 市外の方が転入して中古住宅を取得する場合
- パターン③ 市内居住者が市内で移転して中古住宅を取得する場合
- パターン④ 市内居住者が新築住宅を取得する場合

【パターン①】市外の方が市内に転入して新築住宅を取得する場合

現行制度では市外の方が転入して市内に新たな住宅を取得する場合、立地に関係なく一定の要件を満たせば50万円の補助が適用されます。

見直し後は、居住誘導区域または地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）に新築住宅を取得する場合のみに補助が適用されます。またその住宅が健康住宅等の要件を満たすものである場合に補助額が加算されます。

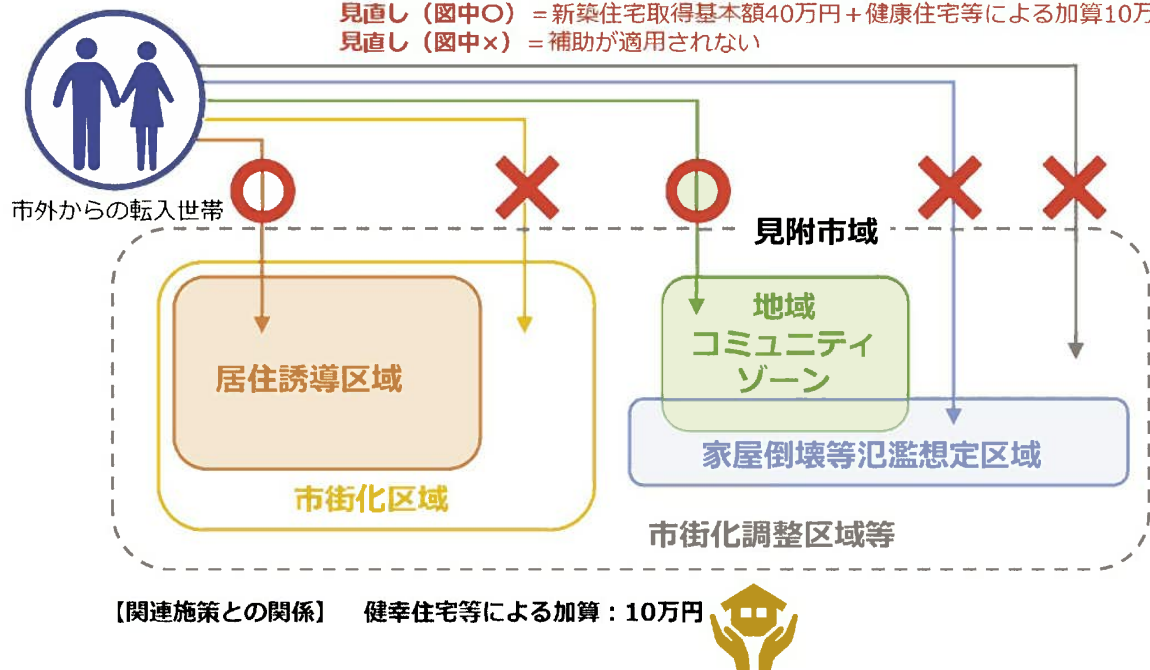
立地適正化計画の策定に合わせた制度見直し【見附市への定住促進】

パターン①
市外・新築

市外からの転入 ・ 市内での移転

新築住宅 ・ 中古住宅

現行 = 見附市内に新たに住宅を取得する者で一定の要件を満たせば50万円
見直し (図中○) = 新築住宅取得基本額40万円 + 健康住宅等による加算10万円
見直し (図中×) = 補助が適用されない



上記のパターンと関連性の深い施策

- a. 安全で便利なエリアへの居住誘導の推進
- b. 住みつがれる健康住宅の普及の推進
- d. 一定の居住密度を保つ居住誘導の推進

【パターン②】市外の方が市内に転入して中古住宅を取得する場合

現行制度では市外の方が転入して市内の中古住宅を取得する場合、立地に関係なく一定の要件を満たせば30万円の補助が適用されます。

見直し後は、居住誘導区域または地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）にある中古住宅を取得する場合のみに補助が適用されます。

立地適正化計画の策定に合わせた制度見直し【見附市への定住促進】

パターン②
市外・中古

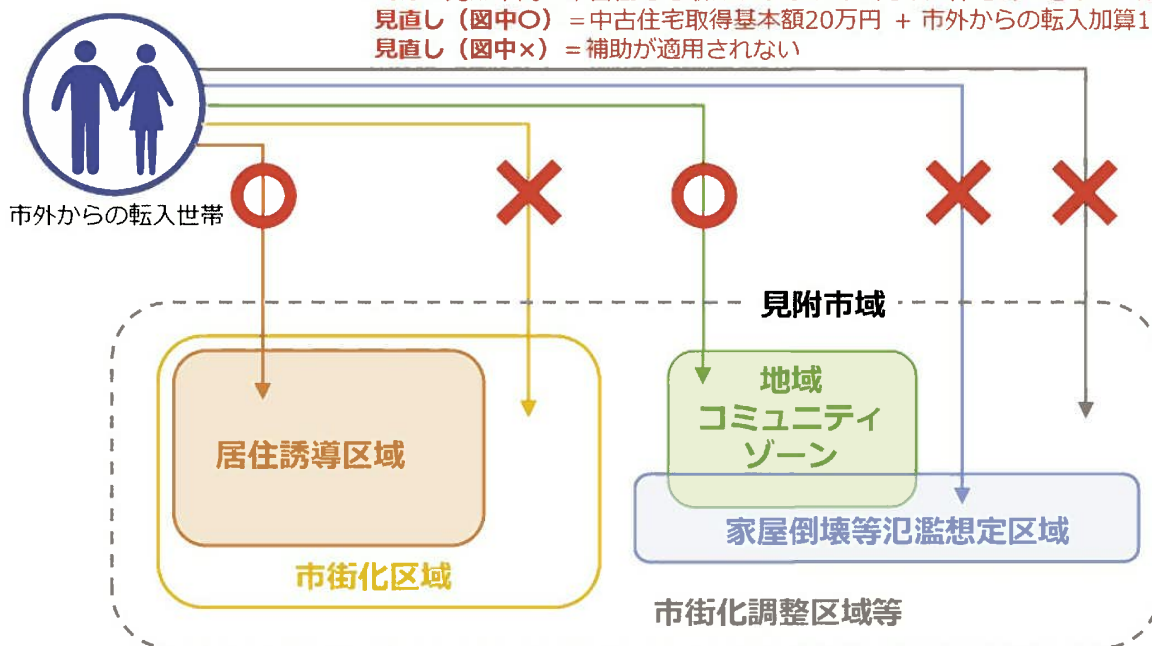
市外からの転入

市内での移転

新築住宅

中古住宅

現行 = 見附市内の中古住宅を取得するもので一定の要件を満たせば30万円
見直し（図中○） = 中古住宅取得基本額20万円 + 市外からの転入加算10万円
見直し（図中×） = 補助が適用されない



上記のパターンと関連性の深い施策

- a. 安全で便利なエリアへの居住誘導の推進
- d. 一定の居住密度を保つ居住誘導の推進

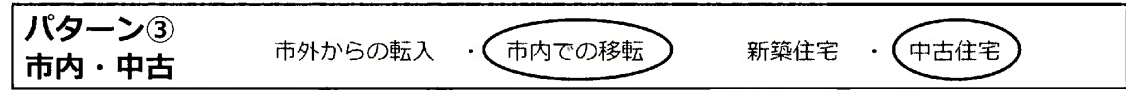
【パターン③】市民が市内で中古住宅を取得する場合

現行制度では市民が市内の中古住宅を取得する場合、立地に関係なく一定の要件を満たせば 30 万円の補助が適用されます。

見直し後は、居住誘導区域または地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）にある中古住宅を取得する場合のみに補助が適用されます。また、以下の場合に補助額の加算があります。

- ・ 高齢者のみの世帯が居住誘導区域に移転して中古住宅を取得する場合
- ・ 子育て世帯が地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）に移転して中古住宅を取得する場合
- ・ 見附市空き家バンクを活用して中古住宅を取得する場合

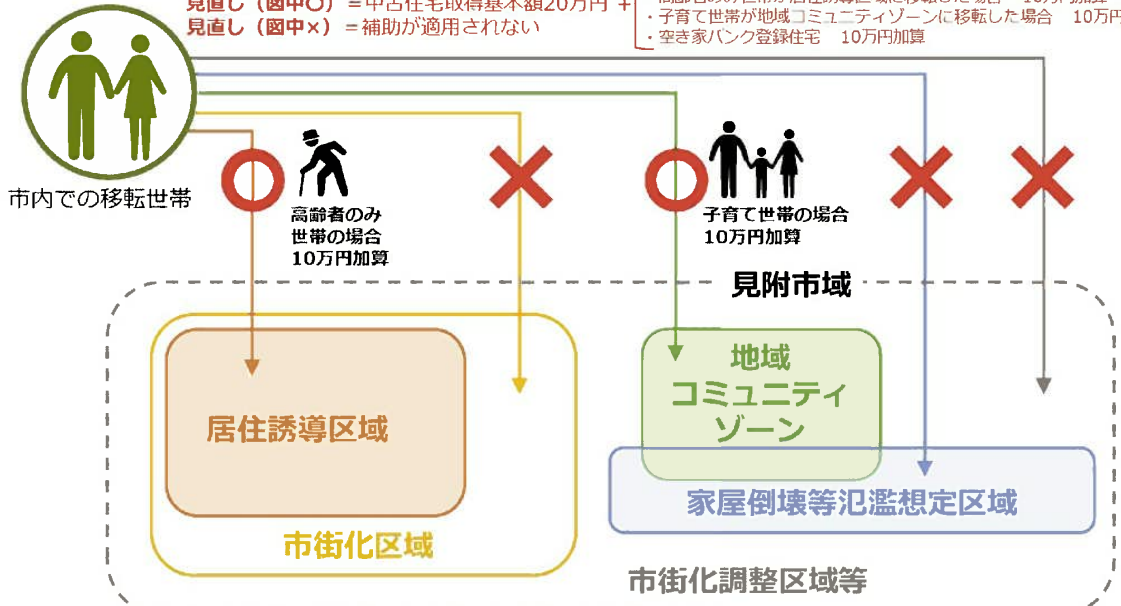
立地適正化計画の策定に合わせた制度見直し【暮らしやすい場所への居住誘導】



現行 = 見附市内の中古住宅を取得する者で一定の要件を満たせば 30 万円

見直し (図中○) = 中古住宅取得基本額 20 万円 +
 見直し (図中×) = 補助が適用されない

- ・ 高齢者のみ世帯が居住誘導区域に移転した場合 10 万円加算
- ・ 子育て世帯が地域コミュニティゾーンに移転した場合 10 万円加算
- ・ 空き家バンク登録住宅 10 万円加算



【関連施策との関係】

空き家バンク登録住宅取得加算：10万円



※複数の加算要件を満たす場合でも、加算は最大で10万円まで

必要な施策の方向性との対応

- 安全で便利なエリアへの居住誘導の推進
- 世代に応じた居住誘導の推進
- 一定の居住密度を保つ居住誘導の推進
- 空き家バンクを活用した空き家の発生予防の推進

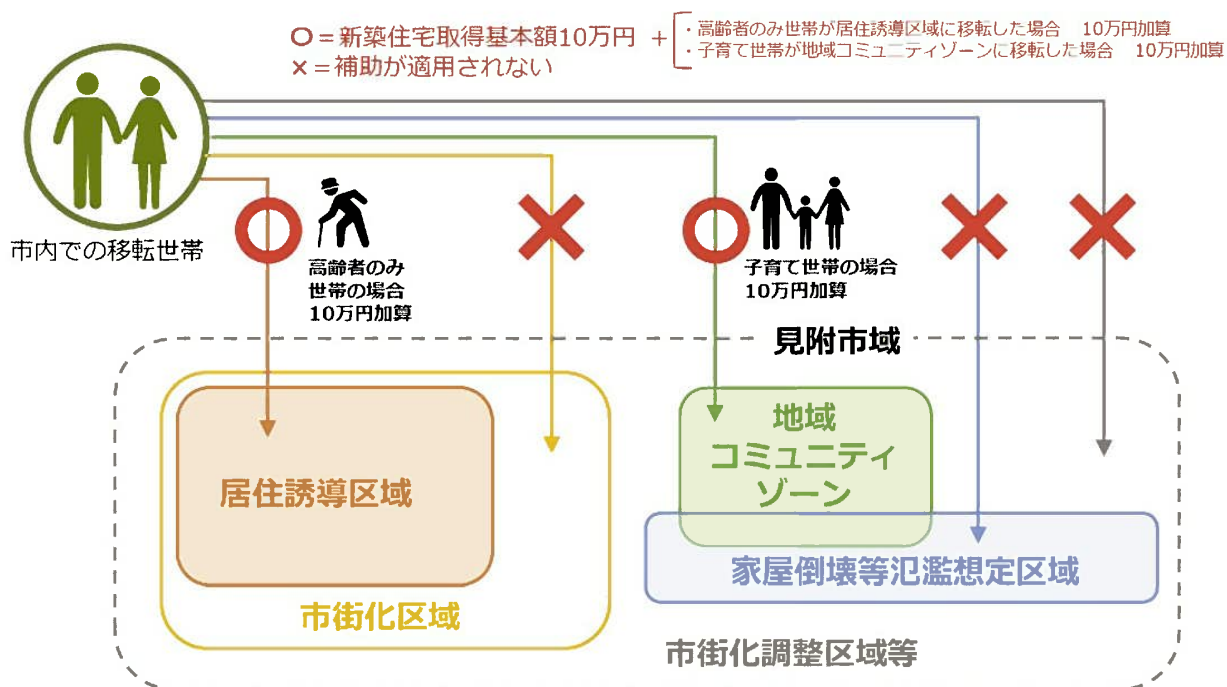
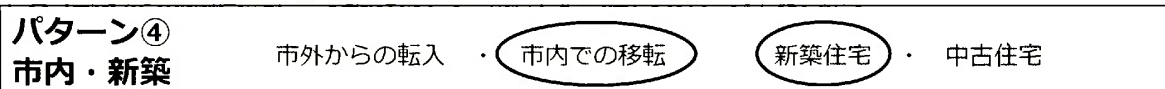
【パターン④】市民が市内で新築住宅を取得する場合

現行制度では新築住宅への補助は市外転入者向けであり、市民の新築住宅の取得そのものには補助制度がありませんでした。

見直し後は、市民が市内に新築住宅を取得する場合でも、居住誘導区域または地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）の区域外からこれらの区域内に移転する場合は補助が適用されます。また、以下の場合に補助額の加算があります。

- ・高齢者のみの世帯が居住誘導区域に移転して新築住宅を取得する場合
- ・子育て世帯が地域コミュニティゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）に移転して新築住宅を取得する場合

立地適正化計画の策定に合わせた制度見直し【暮らしやすい場所への居住誘導】



必要な施策の方向性との対応

- 安全で便利なエリアへの居住誘導の推進
- 世代に応じた居住誘導の推進
- 一定の居住密度を保つ居住誘導の推進

2) 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等（居住誘導区域）

空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する問題、いわゆる「都市のスポンジ化」に対応するため、低未利用土地に対して適切な管理を促すだけでなく有効利用を促すことが必要です。

本市では独自の取組として、商店街等における空き店舗・空き地については「まちなか賑わい支援事業補助金」の活用を推進しています。また空き家については、既存住宅紹介サイト「豊かな住まい」での紹介や、住宅取得・リフォームに対する補助を行っています。

今後はこれらの取組に加え、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編による一体利用を促すことが期待できる「低未利用土地権利設定等促進事業」や、空き地や空き家を活用して、コミュニティ施設など、まちづくり団体等が共同で創出する空間・施設（コモンズ）の整備を促すことが期待できる「立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）」といった新たな仕組みについても先進事例を参考に検討していきます。

低未利用土地の利用指針及び管理指針については以下のとおり定めます。

利用指針：＜都市機能誘導区域内＞

広場やイベント空間など、交流機能、健康・医療・福祉機能の各誘導施設の利用者の利便性を高める施設としての利用を推奨すること

＜居住誘導区域内＞

リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること

管理指針：＜空き家＞

空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において定期的な空気の入れ換え等の適正な管理を行わなければならない

＜空き地等＞

雑草の繁茂等空き地等が不良状態にならないよう定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適正な管理を行うよう努めなければならない

【低未利用土地権利設定等促進事業】

低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行う

【立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）】






都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての、地権者合意による協定制度

＜都市のスポンジ化対策 活用スタディ集（国土交通省 HP）＞

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html

3) 居住を誘導するための届出・勧告

立地適正化計画では、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象としています。居住誘導区域外での開発行為、建築等行為について、具体的に届出・勧告の対象となる住宅等の建築は以下のとおりです。

○開発行為	○建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000㎡以上のもの</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 届 </p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為 届 </p> <p>800㎡ 2戸の開発行為 不要 </p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 届 </p> <p>1戸の建築行為 不要 </p>

図一 届出・勧告の対象となる住宅等の建築

出典：改正都市再生特別措置法等について 国土交通省都市局都市計画課

【届出の時期】

届出の時期は、開発行為等に着手する 30 日前までとします。

【届出に対する対応】

届出をした方に対して、必要な場合には居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

【居住の誘導に対して何らかの支障が生じると判断した場合の対応】

居住の誘導に対して何らかの支障が生じると判断した場合には、以下のような対応を行うことがあります。

- ・ 開発行為等の規模を縮小するよう調整すること。
- ・ 当該開発区域が含まれる居住誘導区域外の区域のうち、別の区域において行うよう調整すること。
- ・ 居住誘導区域内において行うように調整すること。
- ・ 開発行為自体を中止するよう調整すること。

6 目標の設定と管理

(1) 目標指標と目標値の設定

見附市立地適正化計画は目指すべき将来都市像を「スマートウェルネスみつけ」とし、人口減少に対応したコンパクトな都市構造とするだけでなく、歩くことを基本とした「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現を目指しています。

このため、目標の達成度を計る指標については、「都市のコンパクトさ（人口の集積状況）をはかる指標」に加えて、「人々の健康度」や「移動に対する意識の変容」などを把握できる指標の設定が適切と考えられます。

そのため、本計画の上位計画である「第5次見附市総合計画」（平成28年3月）で設定している「基本施策の達成度ををはかる指標」のなかから、「要支援・要介護認定率」や「コミュニティバス利用者数」を立地適正化計画の目標指標とします。

表一立地適正化計画の目標指標と目標値

	目標指標	基準数値 (基準年)	目標値 (目標年度)
都市のコンパクトさ(人口の集積状況)をはかる指標	居住誘導区域内人口密度	約 50 人/ha (平成 27 年)	約 48 人/ha (令和 2 年) ※
人々の健康度を はかる指標	要支援・要介護認定率	17.2% (平成 27 年)	19.2% (令和 2 年)
移動に対する意識の 変容をはかる指標	コミュニティバス利用者数	123,000 人/年 (平成 27 年)	200,000 人/年 (令和 2 年)

※市独自推計に基づき人口推移した場合の試算値です。

※上位計画の目標値が変更された場合はその値を年度の目標値とします。

(2) 期待される効果

「まち・ひと・しごと創生 見附市 人口ビジョン総合戦略」では、年間 40 人の人口純移動数の増加を目標と仮定し、2040 年時点で社人研推計値 (3.1 万人) より 3 千人多い 3.4 万人と推計しています。

本計画の 3 つの目標値を達成することにより、人口ビジョンと社人研推計値の差分である 3 千人の人口減少を抑制し、人口ビジョンで目指す将来展望の実現に寄与する効果が期待されます。

また、人口ビジョンによる将来展望のシミュレーションに基づき、居住誘導区域や地域コミュニティゾーンへの居住誘導が行われた場合、居住誘導区域の人口密度を 40 人/ha 以上を維持することが可能と見込まれます。

(現状の居住誘導区域内人口密度は約 50 人/ha です。居住誘導施策を行わず成り行きに任せた場合、居住誘導区域の人口密度は 38 人/ha 程度にまで低下する見込みです。)

■目標値の達成により期待される効果

⇒人口減少の抑制（約3,000人）

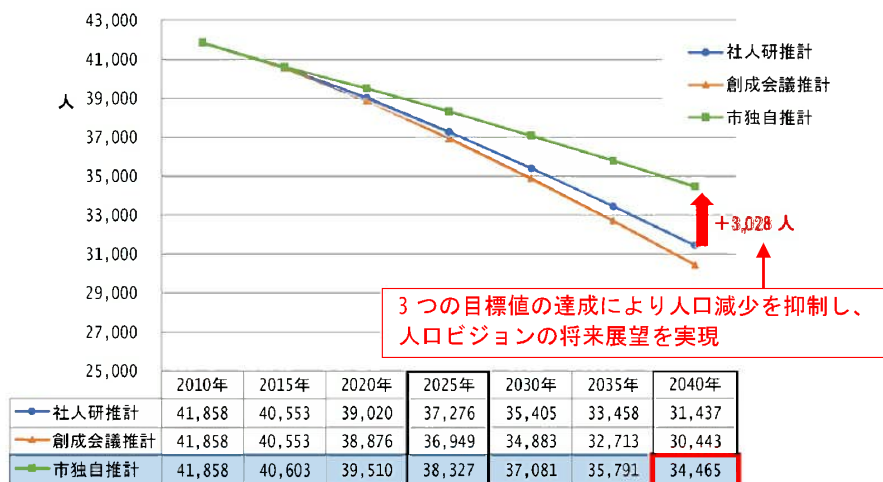
■人口減少を抑制し、一定以上の居住誘導区域内人口密度を維持した場合に期待される効果

- ⇒一定の人口集積によって支えられる生活利便施設や公共交通などの生活サービス機能の維持
- ⇒自動車に頼らず暮らせる「歩いて暮らせるまちづくり」の実現
- ⇒空き家やインフラが適正に管理された安全・安心に暮らせる居住環境の維持
- ⇒活気ある地域コミュニティの維持 など

【人口ビジョンによる将来展望】

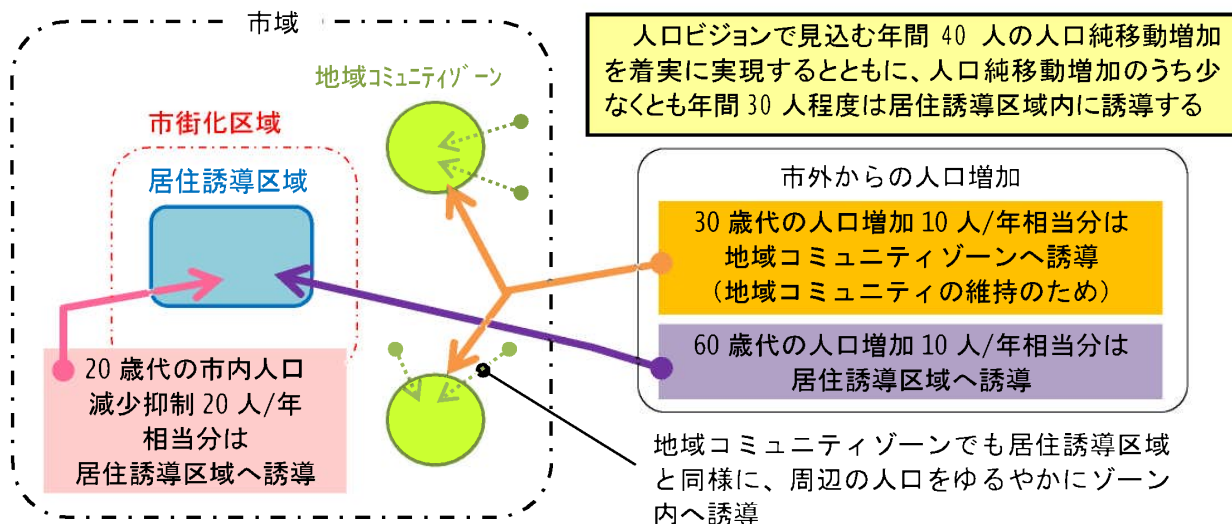
【人口ビジョンによる将来展望の要点】

- 年間出生数300人を維持する
- 年間40人の人口純移動数を増加させる
(20歳台の減少を20人抑制、30歳台10人増加、60歳台10人増加)



3つの目標値の達成により人口減少を抑制し、人口ビジョンの将来展望を実現

【居住誘導区域の人口密度40人/ha以上を維持する人口移動モデル】



(3) 目標の管理方策

概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況や評価指標の状況について、関連計画や関連施策と連携を図りながら調査及び評価を実施し、施策・事業の見直しを行います。

見附市立地適正化計画（第2回変更）【概要版】

令和2年3月

新潟県見附市建設課

TEL 0258-62-1700

FAX 0258-63-5775

Mail : kensetsu@city.mitsuke.niigata.jp